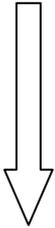


### 3 養成校等在学中の手続き

本制度は「貸付制度」です。  
ただし、一定の要件を満たすことができればその返済が「免除」されますので、  
制度趣旨をご理解いただいた上で申請してください。  
なお、在学中の各種手続きについては、養成校を通して行ってください。

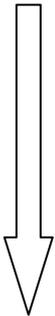
#### 申 請



##### (1) 申請

- ① 修学資金の申請枠は養成校ごとに決められています。
- ② 原則、1年生が対象となります。
- ③ 養成校の窓口申し出て、制度概要の説明を受けてください。
- ④ 「申込みに当たっての留意事項」「個人情報の取扱い」に同意した上で、申請に必要な書類を揃えて、養成校等に提出してください。(詳しくはP8を参照してください。)

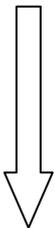
#### 決 定



##### (2) 決定

- ① 申請書類は養成校等から神奈川県社会福祉協議会(以下、「県社協」)に送付され、提出された書類をもとに審査し、貸付を決定します。  
〔審査の結果は、「貸付制度の手引」等の関係書類とともに〕  
に県社協から養成校に送付します。
- ② 「貸付制度の手引き」「重要事項説明書」を受けとり、「重要事項説明書」に必要事項を記載したものを養成校に提出します
- ③ 提出書類の内容を確認し、「貸付決定通知書」を交付します。

#### 交 付



##### (3) 交付

- ① 貸付の決定後、申請者本人の銀行口座に資金が振込まれます。
- ② 資金は3ヶ月分ずつ分割での交付となります。  
交付の時期は、原則として、貸付決定後の4月、7月、10月、1月となります。  
※ 貸付決定後、初回の振り込みは7月となります。  
(送金の前に、在学確認を行います)

#### 交 付 終 了

##### (4) 交付終了

資金交付が終了した後に、「修学資金借用証書(様式6)」を養成校に提出してください。書類は養成校から県社協に送付されます。